

平 戸 市 監 査 公 表 第 164-3 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 4 年 7 月 5 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

文化観光商工部商工物産課

第 3 監査の期間

令和 3 年 12 月 21 日（火）から 12 月 23 日（木）まで

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：商工物産課】

区分	内容	措置
指導事項	<p>1 例規の整備について</p> <p>下記の例規については、条文と別表間及び条文と様式間に字句の相違、引用条文の誤りがみられたので、適正な例規整備に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸市企業立地奨励条例施行規則 ・平戸市ネットショップ需要拡大対応支援事業補助金交付要綱 ・平戸市新商品開発総合支援事業補助金交付要綱 ・平戸市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱 	<p>(措置内容)</p> <p>平戸市企業立地奨励条例施行規則、平戸市ネットショップ需要拡大対応支援事業補助金交付要綱及び平戸市新商品開発総合支援事業補助金交付要綱につきましては、令和4年4月1日に改正済みであり、平戸市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱につきましては、補助要件等の見直しに合わせ、改正します。</p>
指導事項	<p>2 令和2年度中小企業等経営力強化促進支援事業補助金について</p> <p>平成2年度において補助事業者Aは、機械類の購入にかかる補助事業において、購入額が申請額より低額となったにもかかわらず、申請額と同額の実績報告書を提出し、補助金を受給していた。その後、同補助金の受給額に誤りがあったとして、令和3年5月17日付けで顛末書が提出された。</p> <p>これを受け、市（商工物産課）は、補助事業者と機械類の納品業者への聴き取りを行い、この行為は同補助金交付要綱第11条第2号に規定する「虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。」に該当すると認定し、同補助金の一部の返還を命じている。購入総額 7,256,000 円に対する修正額は 6,149,440 円で、補助金としては既交付額 4,837,000 円に対して修正交付額が 4,099,000 円となり、差額</p>	<p>(措置内容)</p> <p>ご指摘のとおり、加算金の算定につきましては、顛末書を市へ提出した日を起算日として算定しておりましたが、平戸市補助金等交付規則第19条の規定に基づき、補助金返還額が納付されその納付日を起算日として加算金を算定することとし、差額分（45日分）を追加徴収いたしました。</p> <p>また、今回の案件が、補助事業者からの報告（顛末書）がない限り、分らないことから、補助事業者への事前説明や現地調査を行い、再発防止に努めます。</p>

	<p>の738,000円に加算金32,324円を加えた770,324円を返還金としている。</p> <p>このような事案があった場合、平戸市補助金等交付規則(以下「規則」という。)第17条第1項の規定によって補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、規則第18条第1項の規定によって当該取消しに係る部分に関し期限を定めて返還を命じ、規則第19条第1項の規定によって当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付させることになっている。</p> <p>ところが、本事案においては補助金の交付の決定の一部を取り消さないまま、加算金を含めて返還を命じ、さらに、加算金の期間の終期である納付の日を事業者の聴き取り実施日としているが、聴き取り実施後に内容を検証することから、その後に納付の日を決定すべきであったと思われる。</p> <p>さらに、本事案から浮かび上がった課題として、補助事業者からの報告(顛末書)がない限り、補助金の不正受給を見抜けなかったことがある。補助事業者への事前説明や現地調査を強化するなど再発防止に努められたい。</p>	
<p>意見</p>	<p>1 平戸市田平港シーサイドエリア活性化施設の指定管理に係る管理物品について</p> <p>平戸市田平港シーサイドエリア活性化施設の管理に関する基本協定書中、平戸市所有の管理物品のうち、厨房用什器・調理器具類168品目426個、厨房用食器類29品目991個について、当施設開業時から指定管理者が長年使用</p>	<p>(措置内容)</p> <p>ご指摘のとおり、平戸市物品管理規則に基づき廃棄などの処分を実施します。</p>

	<p>し、劣化が進み使用不能なものもあると思われるため、平戸市物品管理規則に基づき廃棄などの処分を検討されたい。</p>	
--	--	--